

市民検診自己負担免除申請をされる方へ

◎下記に該当する方は無料で受診することができます。

- ①国保特定健診のみの受診
- ②後期高齢者医療保険に加入
- ③受診当日70歳以上

◎上記に該当しない場合、市民検診自己負担金が免除される条件は、

同一世帯の方全員の市・県民税が非課税(課税額が「0」)の場合です。

◎申請に基づいて課税額の確認を行います。

1. 「市民検診自己負担免除申請書兼同意書」で、世帯全員分の、市・県民税課税台帳等を、閲覧することについて同意して申請いただいた場合。
→健康づくり推進課の担当職員が、福島市の市・県民税課税台帳等を閲覧し、課税額を確認します。
2. 市・県民税課税台帳の閲覧に同意いただけない場合は、「市民検診自己負担免除申請書兼同意書」に、世帯全員分の市・県民税が非課税(課税額が「0」)であることを確認できる証明書(所得課税証明書等)を添付して申請をしてください。
→健康づくり推進課の担当職員が、証明書により課税額を確認します。

◎ご注意:必ずご確認ください。

1. 市・県民税の申告はお済みですか？

市・県民税の申告が必要な方が未申告となっている場合は、市・県民税が非課税であることを確認できませんので、市民税課で申告をしてください。申告後に非課税(課税額が「0」)となることが確定したうえで、「市民検診自己負担免除申請書兼同意書」を提出してください。

市・県民税の申告が必要かどうかを、世帯全員について、裏面により確認してください。ご不明の点は、市民税課へお問い合わせください。

2. 令和7年1月2日以降に転入している場合は…

福島市の課税台帳では、非課税の確認ができない場合があります。

令和7年度の市・県民税(個人住民税)は、原則として令和7年1月1日に住民登録がある市区町村で課税されます。世帯員のなかで令和7年1月2日以降に福島市へ転入された方がいる場合は、令和7年1月1日に住民登録があった市区町村から、個人住民税の課税額が「0」であることを確認できる証明書(所得課税証明書等)を取得し、市民検診自己負担免除申請書に添付してください。

○市民検診自己負担免除申請に関する問い合わせは健康づくり推進課へ

検診予防係 TEL 024-525-7680

○市・県民税の申告に関する問い合わせは市民税課へ

市民税第二係 TEL 024-525-3792

市民税第三係 TEL 024-525-3712